

第6号様式別表1の2記載の手引

1 この明細書の用途等

この明細書は、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人が、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書（別表1の3）の6の欄及び29の欄の金額（これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内にはリース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載します。	
5「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項（試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除）（同条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（8））の21の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除）（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（11））の11の欄の金額 (3) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（16））の25の欄の金額 (4) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（17））の25の欄の金額 (5) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（18））の19の欄の金額 (6) 租税特別措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（19））の18の欄の金額 (7) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（20））の39の欄の金額 (8) 租税特別措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（21））の10の欄の金額 (9) 租税特別措置法第42条の12の5第1項（給与等の引上げ及	

	び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(24))の24の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項(中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。 (10) 所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第15条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の6第2項(革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(28))の22の欄の金額 (注) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)の施行の日以後に変更 (11) 租税特別措置法第42条の12の5の2第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。 法人税の明細書(別表6(27))の16の欄の金額	
6「還付法人税額等の控除額③」	第6号様式別表2の3の④の「計」の欄の金額を記載します。	
7「課税標準となる法人税額 ①+②-③ ④」	この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	(1) 東京都の特別区にのみ国内の事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)を有する法人及び東京都の市町村にのみ国内の事務所等を有する法人は、この欄の金額を第6号様式又は第6号様式(その2)の㉔又は㉕の欄に記載します。 (2) 2以上の道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人はこの欄の金額を第10号様式の⑤の欄に記載します。
8「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額⑤」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。ただし東京都に申告する場合には、第6号様式又は第6号様式(その2)の㉔及び㉕の欄の金額の合計額を記載してください。	一の道府県にのみ事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。
9「法人税割額(④又は⑤× $\frac{1}{100}$) ⑥」	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は④の欄の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は⑤の欄の金額に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合には、第6号様式又は第6号様式(その2)の㉔と㉕の欄の金額の合計額を記載してください。	税額の計算を行う場合の税率は、各都道府県ごとに定められた税率を用います。
10「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑦」	第7号の3様式の㉔の欄の金額を記載します。	
11「外国の法人税等の額の控除額 ⑧」	第7号の2様式(その1)の㉔の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、㉔の欄の当該都道府県分の金額)又は第7号の2様式(その2)の㉔の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、㉔及び㉕の欄の東京都分の金額の合計額)を記載します。	
12「差引法人税割額 ⑥-⑦-⑧ ⑨」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	